

社会福祉法人千曲市社会福祉協議会支部設置規則

(目 的)

第1条 社会福祉法人千曲市社会福祉協議会（以下「法人」という。）定款細則第12条の規定に基づきこの規則を定める。

2 支部は、この法人の意を受けて当該地域の社会福祉の増進を図るとともに、目的達成のため支部独自の活動を行うことを目的とする。

(支 部)

第2条 この法人は、次の行政地区を単位として、それぞれに支部を置く。

- | | | |
|--------|---------|----------|
| 1 森地区 | 5 埴生地区 | 9 更級地区 |
| 2 倉科地区 | 6 稲荷山地区 | 10 五加地区 |
| 3 雨宮地区 | 7 八幡地区 | 11 上山田地区 |
| 4 屋代地区 | 8 戸倉地区 | |

(名 称)

第3条 支部の名称は、前条の名称に冠して社会福祉法人千曲市社会福祉協議会〇〇支部と称する。

(事務局)

第4条 支部に事務局を置く。

(役員および任期)

第5条 支部に役員として、理事若干名を置かなければならない。

2 役員の任期は2ヵ年とする。ただし、再任は妨げない。

(代表者)

第6条 支部代表者として、支部長1名、副支部長若干名を置かなければならない。

2 支部の代表者は、理事の互選とする。

(理事の選任)

第7条 理事は、社会福祉関係団体代表者及び学識経験者等支部の実情を勘案のうえ選任する。

(役員の職務)

第8条 支部長は、支部を代表し、会務を統括処理する。

2 副支部長は、支部長を補佐し、支部長事故あるときは職務を代理する。

3 理事は、会務の執行にあたる。

(総 会)

第9条 支部の総会は、年1回以上開き、事業計画、予算、決算の承認を得なければならない。

(会 計)

第10条 支部の会計は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日を持って終わり、経費はこの法人の交付金及びその他の収入をもってあてる。

(支部の規約)

第11条 支部は、目的達成のため、支部規約を設け能率的運営と組織的活動を行わなければならない。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、平成26年4月1日から適用する。